

財務省第9入札等監視委員会
平成30年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年6月7日（金） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部 教授） 委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成31年1月1日（月）から 平成31年3月31日（日）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名： 大阪合同庁舎第2・4号館建築設備等修繕工事 契約相手方： 株式会社ダイケンビルサービス大阪支店 （法人番号 9010001122288） 契約金額： 8,393,760 円（税込み） 契約締結日： 平成31年2月1日 担当部局： 近畿財務局
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	3件	契約件名： 電話回線使用契約 契約相手方： ソフトバンク株式会社 （法人番号：9010401052465） 契約金額： @2,538 円/本 ほか 契約締結日： 平成30年2月9日 担当部局： 大阪税関
		契約件名： 土のう等の購入に係る契約 契約相手方： 有限会社イトウ屋 （法人番号：4140002012926） 契約金額： 1,262,790 円（税込み） 契約締結日： 平成31年1月29日 担当部局： 神戸税関
		契約件名： 自動車の移送等委託業務 契約相手方： 有限会社今本モータース （法人番号：5120002046181） 契約金額： 2,442,852 円（税込み） 契約締結日： 平成31年1月31日 担当部局： 大阪国税局
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者関連	4件	契約件名： ・ 電話回線使用契約 ・ 土のう等の購入に係る契約 ・ 自動車の移送等委託業務 ・ 大阪合同庁舎2・4号館建築設備等修繕工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名：大阪合同庁舎第２・４号館建築設備等修繕工事 契約相手方：株式会社ダイケンビルサービス大阪支店（法人番号：9010001122288） 契 約 金 額： 8,393,760円（税込み） 契約締結日：平成31年2月1日 担 当 部 局：近畿財務局 入札参加資格の決定等級をD等級のみとした結果、１者応札となったが、等級拡大を検討する必要はなかったのか。 落札者はどのような業者か。 現状の庁舎維持管理業者以外の者が入札に参加しにくい実態はないか。	 工事内容の難易度が高くなく、過去の入札実績からD等級のみで複数者の入札参加があるものと判断。 今回の結果を踏まえ、今後は等級区分の拡大も検討することとしたい。 大阪合同庁舎第２・４号館の維持管理を委託している業者である。 過去の同様の入札案件では他者が落札しているケースもあり、そのようなことはない考える。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 電話回線使用契約 契約相手方： ソフトバンク株式会社 (法人番号9010401052465) 契 約 金 額： @2,538円／本 ほか 契約締結日： 平成30年2月9日 担 当 部 局： 大阪税関 電話回線等の使用契約について、競争入札によるものと随意契約によるものがあるが、既設の庁舎警備用回線やインターネット回線には特定の事業者にしき対応できない等の制約があることから、これらについては随意契約を行っているということか。 競争入札について1者応札となっているが、どのような理由が考えられるのか。 コスト削減のため、競争入札に切り替えたということであるが成果は出ているのか。 今回のように、随意契約から競争入札に切り替えることによってコスト削減効果が期待できることから、他の契約についても同様な案件が無いか引き続き検証を行っていただきたい。	そのとおりである。全ての電話回線等について検討した結果、競争入札の対象外とせざるを得ないものが随意契約となっている。 利益が見込めないと判断し応札されなかった事業者もあると思われる。 コスト削減については、大きな成果が出ているところである。 承知した。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名：土のう等の購入に係る契約 契約相手方： 有限会社イトウ屋 (法人番号 4140002012926) 契 約 金 額： 1,262,790円（税込み） 契約締結日： 平成31年1月29日 担 当 部 局： 神戸税関 近畿地区のうち今回の参加等級C、Dで調達可能な会社はどの程度あるか把握できているか。 入札者が1者で、説明会も3者と少なかったが、納期が短かった以外に何かほかに理由があるか。 了解した。災害が来た後災害用品を用意しようと思うと各社一斉に準備するため納期や物が足りなくなったということか。 今回の調達物品である土のうは使い捨てとなるか。 土のうの配置場所は六甲アイランドとポートアイランドが中心であるか。 台風で被害が出たということで急遽調達したということか。 今まで高潮などによる被害経験は無かったか。 了解した。入札の時期が1月になった理由は如何か。 了解した。 緊急性と安く買うといったコストとの兼ね合いと思われる。今回は緊急性を優先したと思われるが、常に調達案件ごとに比較しながら慎重に今後も手続きをしていただきたい。	正確な数字は分からないが、一般的な事務用品などを取り扱う会社であれば参加可能であり、数十社はあると思われる。 台風21号に伴う災害が発生したことで、市場に災害用品が僅少となったため、調達見込みが立たず、納期に間に合わないと判断して申込みを行わなかったと思われる。 そのとおりである。 繰り返し利用可能なものである。 そのほかに神戸税関本関にも配備した。 そのとおりである。 これまでも土のう等は配備しており対策は取っていたが、現状のものでは防ぎきれなかったため追加配備した。 9月に台風被害に遭い、そこから予算措置の手続き・要求を行い、実際に予算配賦がされたのが12月であり、そこから入札手続きの準備を行い公告期間・納期を考えたため、1月の入札となった。年度予算の関係で、3月29日までの納品が必要であった。 了解した。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 自動車の移送等委託業務 契約相手方： 有限会社今本モータース (法人番号:5120002046181) 契 約 金 額： 2,442,852円（税込み） 契約締結日： 平成31年1月31日 担 当 部 局： 大阪国税局 本件仕様内容のような、車を運ぶ業者は数が少ないのか。 いつごろ声かけを行ったのか。それは、公告前か。 公告が1月10日、証明書の提出期限が1月28日、業務の履行期限が3月22日であるが、期間に余裕があれば、参加業者がでてきたのではないか。 国税庁に対し、移送車数等の連絡を前倒しにするよう要望ができれば、早めに計画することができ、1者応札にならない工夫ができると考えられる。 今回の契約業者はどのような搬送したのか。	事前に履行が見込める業者2者に見積書を徴したが、入札直前に辞退したいとの申し出があり、参加見込者がなくなったため、急遽、一般財団法人日本陸送協会のホームページに掲載している会員一覧で履行が見込める業者に対して入札参加の声かけをした結果、入札参加資格を有する者が数業者であった。 公告前ではないが、証明書の提出期限間近であった。 国税庁から移送車数等の指示を受け、本契約を行うが、最速でこの時期であった。 了承した。 運搬車を活用、又は、場所によっては対象車を運転し、搬送する等の方法の中で、当方としては、コストを抑えたところで搬送方法は契約業者に任せたところである。なお、今回は、対象車を運転し、搬送する方法であった。